

鴻巣市農業委員会の委員候補者募集要項

現在の鴻巣市農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）は、令和9年3月31日をもってその任期が満了となります。このため、任期満了後の新たな農業委員を任命するため、次のとおり農業委員候補者の募集を行います。

1 募集人数

13人

2 任期

3年（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）

3 身分

鴻巣市の非常勤特別職の職員

4 職務内容

- (1) 農地法等に基づく許認可事務等について総会での審議・決定
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に関する業務等

5 報酬額

月額30,600円

鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年鴻巣市条例第24号）に基づき支給します。

6 推薦及び応募の方法

農業委員候補者の募集にお申し込みいただくに当たっては、次の3つの方法があります。

- (1) 農業者等の個人による推薦

農業者等の個人が農業委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法です。

- (2) 法人又は団体による推薦

法人又は団体が農業委員としてふさわしいと考える方を推薦する方法です。

- (3) 本人による応募
本人自ら応募する方法です。

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、上記4の職務内容について適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

8 推薦及び応募に係る提出書類

(1) 推薦書・応募書

推薦又は応募の形態	提出書類
農業者等の個人が推薦する場合	鴻巣市農業委員会委員候補者推薦書 (個人推薦用)【様式第1号】
法人又は団体が推薦する場合	鴻巣市農業委員会委員候補者推薦書 (法人・団体推薦用)【様式第2号】
自ら応募する場合	鴻巣市農業委員会委員候補者応募書 【様式第3号】

(2) 添付書類

添付が必要な場合	添付書類の内容
(必須書類) 上記7の(1)に記載の欠格事由に該当しないことを証明する書類	身分証明書を1通[本籍地] (原本で発行後3ヶ月以内のもの)
被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募する者)の住所が、鴻巣市外の場合	住民票を1通[住居地] (原本で発行後3ヶ月以内のもの)
被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募する者)が鴻巣市以外の認定農業者等(※1)である場合	認定農業者であることを証明する書類の写しを1通
被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募する者)が農業に関する資格・免許(※2)を有する場合	認定証等の資格・免許の取得を証明する書類の写しを1通

※1 「認定農業者等」とは、認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員若しくは当該法人の行う耕作若しくは養畜の事業に関する権限及び責任を有する使用人をいいます。

※2 「農業に関する資格・免許」とは、技術士（農業部門）、技術士（総合技術監理部門農業部門）、普及指導員、農業機械整備技能士、農業機械士又は農薬管理指導士等の資格・免許をいいます。

(3) 推薦書・応募書の入手方法

次の窓口に備えるほか、鴻巣市ホームページからもダウンロードできます

窓 口	所 在 地	電話番号
鴻巣市役所 環境経済部 農政課	〒365-8601 鴻巣市中央1番1番 (本庁舎2階 32番)	048-541-1321 内線 3135

9 記入上の注意

推薦又は応募に係る推薦書・応募書の記入に当たっては、別添の「記入上の注意」により記入してください。

10 推薦又は応募に係る書類の受付期間及び提出方法・提出先

受付期間	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月31日（月）まで【必着】
提出書類	① 8(1)の推薦書又は応募書 ② 8(2)の添付書類 ※ 推薦又は応募に係る提出書類は返却しませんので、御了承ください。
提出方法	① 持参の場合 ・ 受付期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。 ② 郵送の場合 ・ 封筒の表に「農業委員推薦・応募書類在中」と朱書きし、「簡易書留」で郵送してください。 ・ 受付期間内必着です。（当日消印有効ではありません。） ※ 他の方法（ファクシミリや電子メール等）による提出はできません。

提出先	〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市役所 環境経済部 農政課 (本庁舎2階 32番) 電話 048-541-1321 (内線 3135)
-----	---

<注意事項>

- ・ 受付期間内に被推薦者及び応募者の数が募集人数に満たなかった場合には、書類の受付期間を延長する場合があります。この場合、鴻巣市ホームページ等でお知らせします。

11 選考方法

提出された書類の審査等により、農業に関する知識や経験、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関し農業委員としての適性について評価を行い、農業委員候補者を選考します。

※ 選考は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、次の条件を考慮して行います。

- ・ 認定農業者が農業委員の過半数を占めること（鴻巣市の場合7人以上）
- ・ 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない中立委員を1名以上含めること
- ・ 農業委員の任命に当たっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること

12 選考結果の通知から任命まで

令和8年10月（予定）	選考結果の通知	推薦を受けた方及び応募した方の全員に、文書で通知します。
-------------	---------	------------------------------



（農業委員候補者となった場合）

令和9年3月	市議会の同意	市長が農業委員として任命することについて、市議会の同意を得ます。
令和9年4月1日付け	辞令交付	市議会の同意が得られた場合は、市長から農業委員として任命されます。

13 推薦及び応募に関する情報の公表

農業委員会等に関する法律第9条第2項及び農業委員会等に関する法律施行規則第6条の規定に基づき、推薦書又は応募書に記載された次の事項は、受付期間の中間と終了後に鴻巣市ホームページで公表しますので、御了承ください。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦者の性格を明らかにする事項
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者を鴻巣市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が鴻巣市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (7) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等（認定申請中の者を含む）の数
- (8) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等（認定申請中の者を含む。）の数

14 その他

- (1) 農業委員候補者となった方については、農業委員として市長が任命することについて市議会の同意を得るに当たり、氏名、生年月日、性別、住所、経歴等の推薦書又は応募書に記載された情報が市議会に提供されることとなりますので御了承ください。また、農業委員として任命された方については、市の広報等で、氏名、年齢、写真等が掲載される場合がありますので併せて御了承ください。
- (2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に同一人が推薦され又は応募することができます。（それぞれ手続きが必要です。）ただし、両委員の兼務はできません。
- (3) 身分証明書・住民票等の証明書関係は、原本で発行後3カ月以内のものがが必要です。
- (4) 推薦書・応募書の提出に要する費用は、全て推薦者、被推薦者、応募者の負担となります。

- (5) 追加の提出書類を求める場合があります。
- (6) 応募書の内容に係る確認、推薦を受ける者の資格及び応募する者の資格を確認するために、関係機関に照会を行う場合があります。

15 問い合わせ先

鴻巣市役所 環境経済部 農政課（本庁舎2階 32番）

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321（内線 3135）